

はーと なび

社団法人 全国腎臓病協議会 〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 1-20-9 巣鴨ファーストビル3階
TEL03-5395-2631 FAX03-5395-2831

09年度介護報酬改定 短時間の訪問介護は報酬増

厚生労働省は08年12月26日、来年度実施の介護報酬の改定内容を明らかにしました。通院送迎に係する「訪問介護」については、利用時間が短い「身体介護が中心である場合」が254単位（現行に24単位加算）となりましたが、「通院等乗降介助」の報酬額に変化はありません。

この他にも今回の改定では約40項目の報酬が加算され、また、地域ごとの報酬加算についても改定が行われました。介護報酬の単価は原則“1単位＝10円”ですが、人件費の高い都市部ではこの10円に上乗せを行った額を1単位とみなす仕組みがあり、この上乗せの幅が東京23区等で拡大します。同じく経営が難しい中山間地等の小規模介護事業所に対しても、各介護

サービスの報酬を上乗せする仕組みがあります。この中山間地等の小規模事業所への加算については、対象となる地域が拡大することになりました。

参考：「訪問介護」介護報酬

身体介護が中心である場合

	現行	21年度
30分未満	231単位	254単位
30分以上1時間未満	402単位	402単位
1時間以上	584単位に所要時間30分増すごとに83単位を加算	584単位に所要時間30分増すごとに83単位を加算

通院等乗降介助	100単位	100単位
---------	-------	-------

生活援助が中心である場合

	現行	21年度
30分以上1時間未満	208単位	229単位
1時間以上	291単位	291単位

要介護認定調査改定 4月から新たな仕組みへ

4月1日から要介護認定の仕組みが大幅に変更される見込みです。

現在、要介護度認定の仕組みは、二度の判定過程を経て介護度が決定する方式が採用されています。まず介護認定を希望する人に訪問調査を行い、その結果などをもとにコンピューターが介護にかかる時間・手間を算出し（一次判定）、次にこの一次判定の結果を専門家等から成る介護認定審査会が他

の資料等とあわせて総合的な審査を行い（二次判定）、最終的な要介護度が判定されます。

今回の改定で特に大きく変わるのが一次判定にかかわる部分です。一次判定に用いるコンピューターの基礎データが刷新され、訪問調査時の調査項目が82項目から74項目に削減されるほか、これまで二次判定において行われてきた「要介護1」「要支援2」の

次ページへ続く

振り分けをコンピューターが一次判定時に行うこととなります*。

厚生労働省では、調査項目の削減等は認定の精度が落ちないことを前提に行ったものであり、試算でも約7割のケースで旧来の介護認定判定方法と同じ結果が出ていることから、問題はないとしています。しかしながら、その一方では厚生労働省の説明を疑問視する声も多くあります。一次判定の仕組みが簡素化されることで慎重な判定を要する「要介護1」「要支援2」振り分けが適正に行われるのか、介護度がこれまでよりも低く判定され、必要なサービスまで保険給付外になる人が多数現れるのではないかな等の指摘が多方面から挙がっています。

確かにこのような懸念が現実化した場合、要介護透析患者への影響は小さくありません。通院送迎では「要介護1」から「要支援2」に介護度が低く認定され、訪問介護の通院等乗降介助が利用できなくなるケースが特に懸念されます。全腎協では対応を協議し、第一段階として厚生労働省の同改定に関するパブリックコメントの募集に対し、長期慢性疾患による病態の変化やその不安定性など透析患者の特性が適

正に要介護度に反映されるよう、また透析前後の状態の変化を適切に捕捉でき得る調査項目の設置をもとめる意見を提出しました。今後は事態を注視し改定後の透析患者への影響に応じて適切な対応をとる方針です。

なお、このまま改定が実施された場合、新規の認定申請ならびに更新申請、いずれの場合も4月1日以降に申請が行われたものは新制度にもとづく審査判定が適応されます。

※補足：これまでの要介護認定の仕組みでは、「要介護1」および「要支援2」相当の人は一次判定の段階では同一カテゴリーに分類され、それぞれが「要介護1」「要支援2」のいずれに該当するかは介護認定審査会が個別に判定していました。



ニュース・ファイル

・身体障害者の運営による福祉有償 運送事業所が発足（長野県・滋賀県）

NPO法人伊那市身体障害者福祉協会（長野県）は2月2日から福祉有償運送による移送活動を開始しました。同市社協が一昨年に移送事業から撤退したことが活動開始のきっかけで、6名の運転ボランティアが活動しています。また身体障害者でつくるNPO法人ディフェンス（滋賀県草津市）も1月に福祉有償運送登録を完了、現在活動を行っています。

・京都に福祉タクシー共同配車セン ター発足 大阪に次ぐ近畿2例目

2月12日、京都府に同市内15事業者の福祉タクシー配車を行う「京都市福祉タクシー共同配車センター」が発足しました。近畿地方における福祉タクシー共同配車センターは2例目で、目下50台の福祉タクシーが配車対象です。

センター電話番号：075-863-5523（平日午前8時～午後5時まで受付。運行は年中無休。）

各地のトピックス

福祉タクシー券の福祉有償運送適用 全国移動ネットが調査

昨年「全国移動ネット」では全国の福祉タクシー券の交付を行う市区町村を対象に、福祉有償運送団体の契約状況について調査を行いました。

福祉タクシー券は、その地域の行政と契約を結んでいる移送事業者に対してのみ用いることができます。「全国移動ネット」では、福祉タクシー券を交付する市町村で福祉有償運送団体が契約事業者になっているかどうかを加盟団体等を通じて調査しました。1月21日時点の調査結果によると、福祉有償運送団体と契約を結んでいる市区町村は東京など関東地域を中心に少なからずありますが、他方でゼロ地域もあり、地域偏在が認められます。

※ 調査結果の詳細は、「全国移動ネット」のホームページで閲覧することができます。

<http://www.zenkoku-ido.net/action#action23>

事務局
より

通院介護支援事業 活動状況報告書提出のお願い

全腎協通院送迎実施団体の皆様、いつも送迎活動お疲れ様です。

さて、全腎協事務局では年度末にむけて08年度の通院介護支援事業実績の集計を開始いたします。ついては、例年のお願いではございますが、お手元に未提出の活動状況報告書がございましたら、全腎協事務局までご提出下さい。よろしくお願い申し上げます。

☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆

大臣認定講習実施機関一覧（最新版）について

国交省より最新の認定講習実施機関一覧が発表になりました（同一覧は資料として添付しております）。

2009年2月13日現在、全国の講習実施機関は152団体となっています。



第7回通院介護支援事業交流会 内容企画へのご意見募集中！

全腎協事務局では、今年秋に開催の第7回通院介護支援事業交流会の企画立案にあたり、参加対象者である送迎実施団体や県組織の皆さんのご意見をより多く反映したいと考えています。“こういった内容の講演が聞きたい” “このテーマについて

とことん議論をしたい”など、今年の通院介護支援事業交流会について、どうすればよりよい内容にすることができるか、皆様のご意見を事務局までお寄せ下さい。

たくさんのご意見をお待ちしています。